

第3回京都市プール制検討委員会
参考資料集

平成21年9月26日

京都市保健福祉局子育て支援部保育課

京都市公営保育所職員配置基準（平成 21 年度）

1 職員配置基準

(1) 所長

- ア 所長を 1 保育所に 1 名配置する。
- イ 所長は保育士をもって充てる。
- ウ 所長は基準外配置とする。

(2) 副所長

- ア 副所長は必要に応じて配置する。
- イ 副所長は保育士をもって充てる。

(3) 保育士

ア 基本配置基準

(ア) 基準

基本児童数に対して、下記のとおり配置を行う。

歳児	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
基準	3 : 1	5 : 1	6 : 1	15 : 1	20 : 1	25 : 1

(イ) 特例保育加配

特例保育加配は次のとおり算出し、配置する。

$$(\text{基準} + \text{施設加配}) \times 2 \text{時間} / 8 \text{時間} \times 4 \text{月 1 日特例保育対象児童数} / 4 \text{月 1 日入所児童数}$$

(ウ) 休暇加配

休暇加配は次のとおり算出し、配置する。

$$(\text{基準} + \text{特例保育加配} + \text{延長保育加配} + \text{施設加配}) \times 0.082 ※$$

$$20 \text{ (京都市年次休暇日数)}$$

$$※ \quad 0.082 = \frac{\quad}{242 \text{ (平成 21 年度の要勤務日数)}}$$

(エ) 休憩加配

1 保育所 1 名を配置する。ただし、基準と特例保育加配、延長保育加配の合計が 11 名を超える保育所にあつては 2 名を配置する。

(オ) ローテーション加配

早出負担の軽減に着目して、基本配置基準及び特別配置基準（地域子育て支援拡充加配及び一時保育加配を除く）の合計が 6 名に満たない場合に、6 名になるように基準数値を加算する。

イ 特別配置基準

(ア) 障害児加配

障害児加配は、当該障害児に対する加配であるとともに、障害児を受け入れ保育する当該保育所の保育体制に対する加配とし、5 : 1 を原則とする。ただし、当該障害児の状況（保育時間等）に応じて、これを超えた加配を行うことがある。

(イ) 延長保育加配

延長保育加配は次のとおり算出し、配置する。

$(\text{基準} + \text{施設加配}) \times 1.5 \text{ 時間} / 8 \text{ 時間} \times 4 \text{ 月} 1 \text{ 日延長保育対象児童数} / 4 \text{ 月} 1 \text{ 日入所児童数} \times 1 / 2$

(ウ) 一時保育加配

一時保育を実施している保育所に対し、保育士 1 名を配置する。

(エ) 主任保育士専任化加配

次の保育所に対し、副所長を主任保育士として専任化するため、保育士 1 名を配置する。

- a 乳児保育所及び併設保育所で、延長保育、一時保育、休日保育のいずれかを実施している保育所
- b 入所児童数 100 名以上の幼児保育所で、延長保育、一時保育のいずれかを実施している保育所

(オ) 施設加配

園舎の改装・狭隘のため保育に支障があると認めた場合に配置を行う。

(カ) 地域子育て支援拡充加配

地域子育て支援拡充事業実施保育所に保育士 1 名又は 2 名を配置する。

(キ) 改進黨育所副所長加配

改進黨育所については、副所長 1 名の配置に加え、更に 1 名を配置する。

(4) 調理師

ア 基本配置基準

基本児童数に対して、40 名まで 40 : 1、40 名を超えた場合には 1 名増すごとに 55 : 1 の配置を行う。

イ 特別配置基準

(ア) 0 歳児加配

乳児・併設保育所に 0.5 名を基礎加配し、さらに基本児童数における 0 歳児に対し、40 : 1 の配置を行う。

(イ) 一時保育加配

一時保育を実施している保育所に対し、0.3 名を加配する。

(ウ) 延長保育加配

延長保育を実施している保育所に対し、0.1 名を加配する。

(エ) 単独幼児加配

基本児童数が 100 名を超える単独幼児保育所に対し、0.2 名を加配する。

(オ) 休暇加配

基本配置基準に上記特別配置基準を加えた数値に 0.082※を乗じた数値を加配。

※ $0.082 = 20$ (京都市年次有給休暇日数) / 242 (平成 21 年度要勤務日数)

(5) 作業員 ※ 配置基準の運用を凍結中

ア 基本配置基準

(ア) 基本児童数に対して 80 : 1。

(イ) 面積に対する基準

(保育所延床面積 / 全保育所の延床面積平均 500 m^2) $\times 0.5$

イ 特別配置基準

(ア) 0 歳児加配

乳児・併設保育所に 0.5 名を基礎加配し、さらに基本児童数における 0 歳児に対し、40 : 1 の配置を行う。

(イ) 一時保育加配

一時保育を実施している保育所に 0.2 名加配。

(ウ) 延長保育加配

延長保育を実施している保育所に 0.1 名加配。

(エ) 休暇加配

基本配置基準に上記特別配置基準を加えた数値に 0.082※を乗じた数値を加配。

※ $0.082 = 20$ (京都市年次有給休暇日数) / 242 (平成 21 年度要勤務日数)

公営保育所職種別モデル年収について

(単位：円)

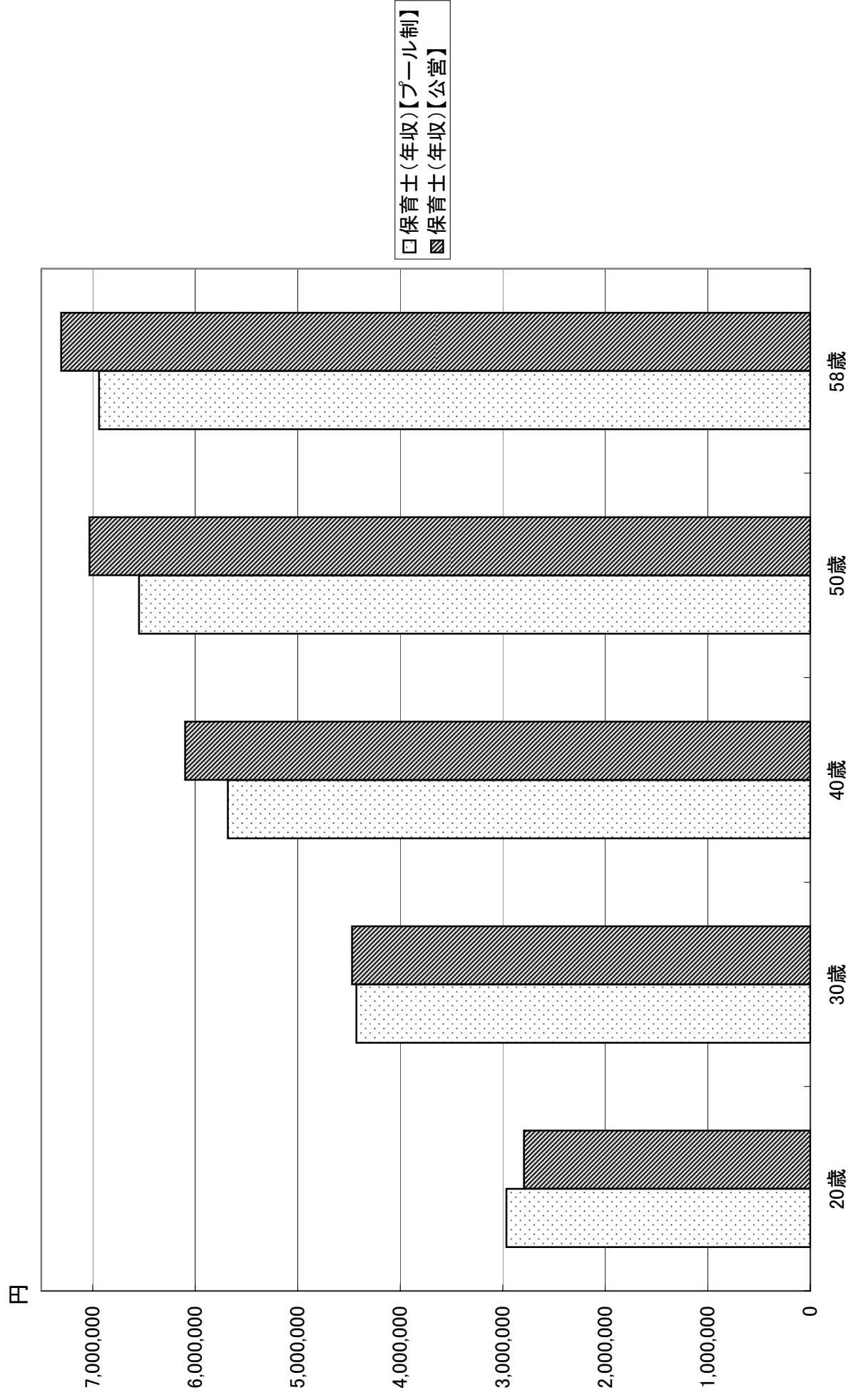
(参考)

職種	格付区分	年齢	格付等級	基本給 (本俸＋地域手当)	年収 (基本給×16.5月)	【プール制】モデル年収 (基本給×16.5月＋ 業務手当×12月)
保育士	短大卒 (保育士養成校卒)	20歳	1級21号	169,180	2,791,470	2,964,855
		30歳	2級38号	270,820	4,468,530	4,425,930
		40歳	3級70号	369,490	6,096,585	5,680,095
		50歳	4級82号	426,030	7,029,495	6,547,665
		58歳	4級106号	442,860	7,307,190	6,936,075
調理師	高卒	19歳	1級11号	160,710	2,651,715	2,529,960
		30歳	1級56号	240,680	3,971,220	3,847,650
		40歳	3級54号	344,520	5,684,580	5,303,280
		50歳	4級60号	404,360	6,671,940	6,316,050
		58歳	4級92号	433,510	7,152,915	6,822,435

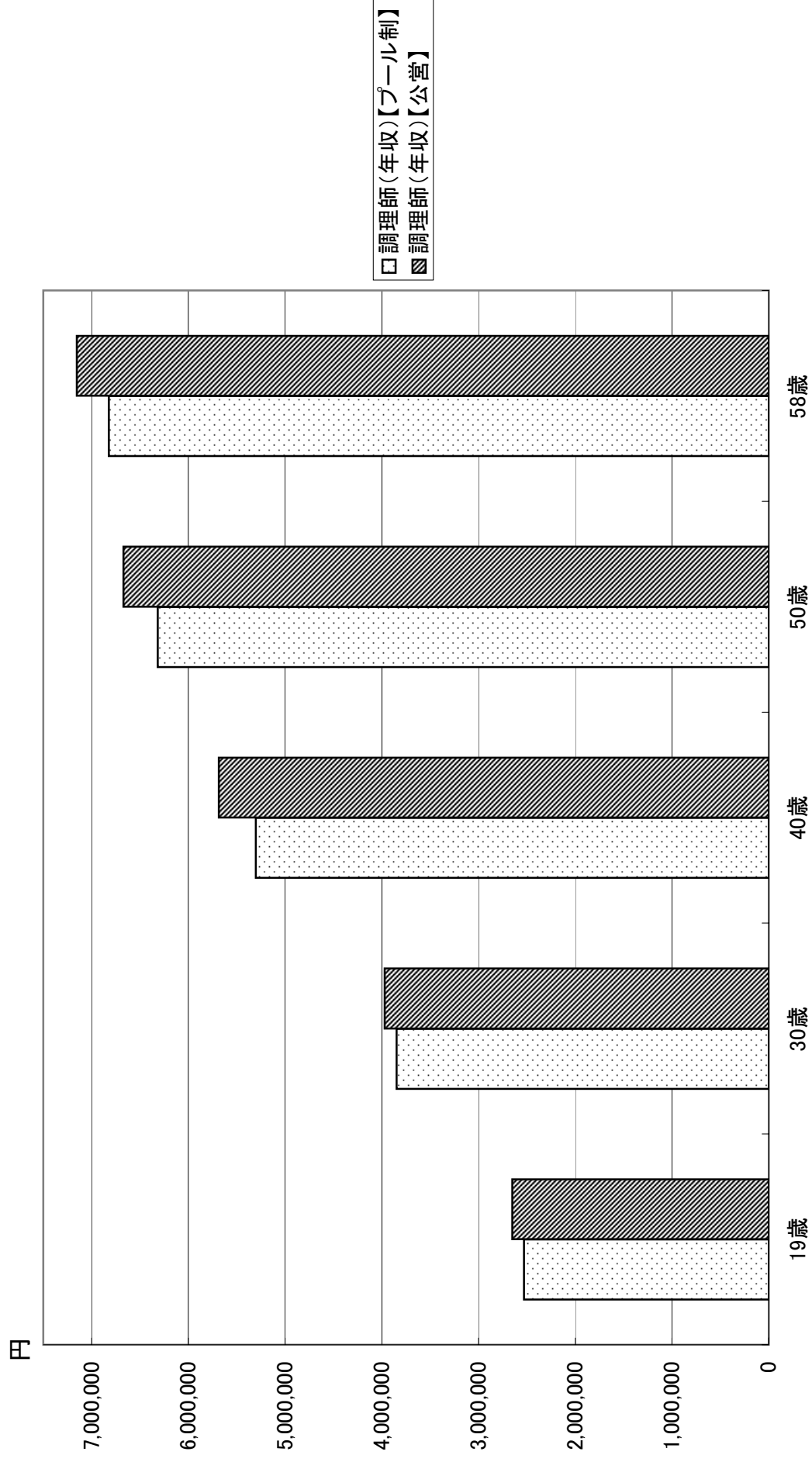
資料2（片岡委員要求資料）

※ 基本的に新卒者の採用を前提とし，経験年数は考慮していない。
※ 保育士については，該当する保育士の実際の給与を参考にし，調理師については見込み数値である。
※ 年収については，賞与を4.50月として計算し，社会保険料事業主負担は含まず，本人負担分を含む数値である。

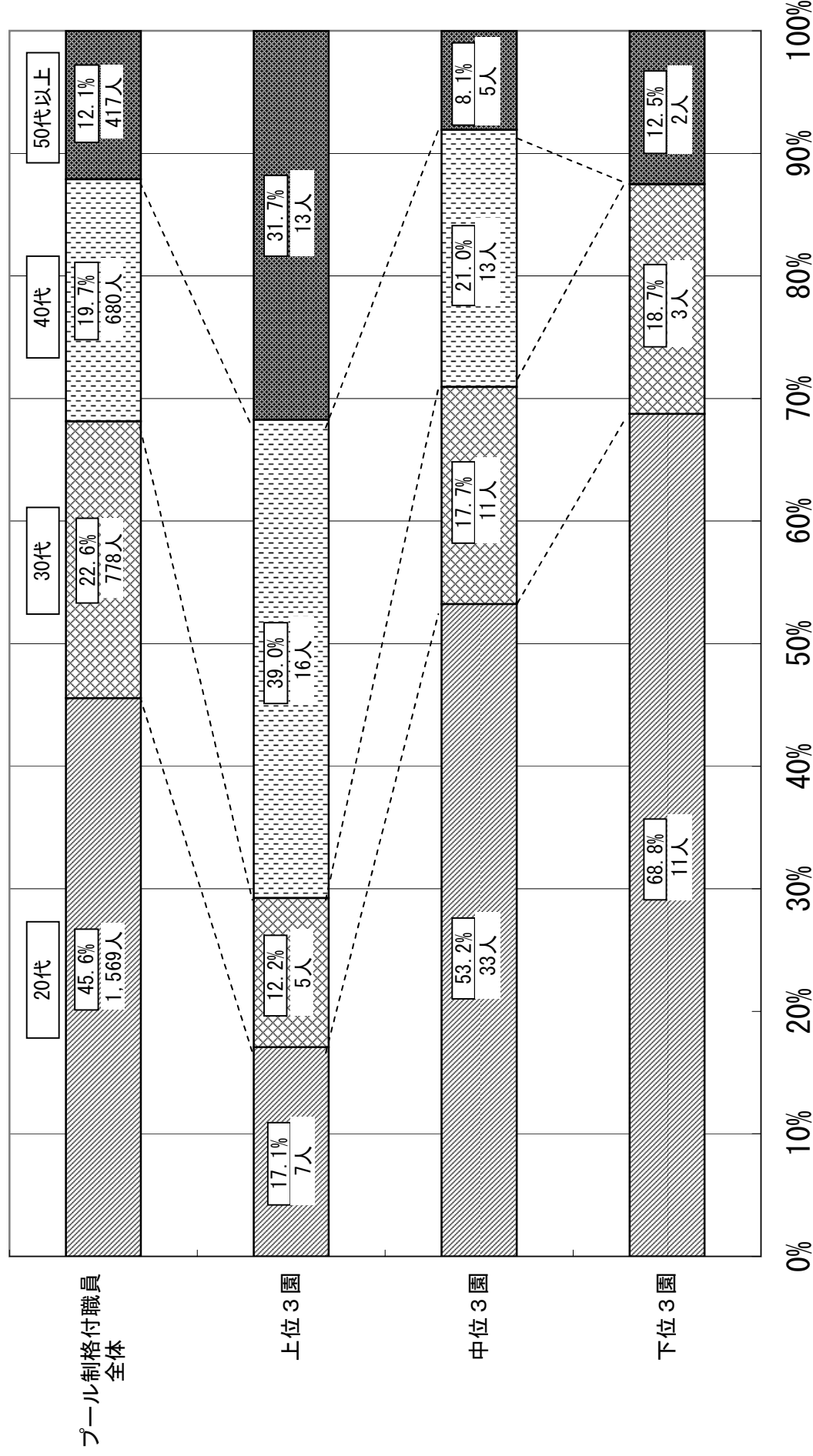
保育士のモデル年収



調理師のモデル年収



年代別職員割合



資料 3

※上位・中位・下位3園は、プール制認定職員数当たりプール制配分金（H20）による区分である
 ※プール制格付職員全体は平成21年3月現在、上位・中位・下位3園は平成21年4月現在
 ※年齢は平成20年4月1日現在
 ※プール制格付職員全体に、施設長は含まない。
 ※上位・中位・下位3園は、指導監査に係る「民間保育園事前点検表（園作成）」から作成

大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金交付要綱

制 定 昭和48年12月3日

最近改正 平成21年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 措置費等 保護の委託その他これに類するものに伴う措置費、保育に係る運営費及び障害児施設給付費（点数払いによる措置費を除く。以下同じ。）をいう。
- (2) 民間社会福祉施設 法令の規定により市長の認可を得て設置された施設及び本市が設置した施設のうち社会福祉法人（財団法人及び宗教法人を含む。）が経営する施設をいう。
- (3) 常勤職員 民間社会福祉施設に常時勤務する専任かつ正規の職員（高年齢者雇用確保措置により、定年前と同じ法人に再雇用された、専任で常時勤務する職員であって、勤務労働条件が原則正規職員と同様である者を含む。）をいう。

(補助の目的)

第3条 補助金は、民間社会福祉施設を経営する法人及び法令の定めるところにより認可を受けて民間社会福祉施設を経営する者のうち補助の要件を満たす者に対して交付し、もって、民間社会福祉施設職員の処遇改善を図りあわせて施設入所者の処遇向上に資することを目的とする。

(補助の要件)

第4条 補助金の交付対象は、措置費等の支弁を受ける入所又は通所の施設であって別表第1に掲げる民間社会福祉施設（以下「対象施設」という。）とする。

2 補助金の算出に当たって基礎となるべき職員（以下「対象職員」という。）は、

常勤職員であって厚生労働大臣又は市長が定める別表第2の職員配置基準（以下「常勤職員配置基準」という。）による職種及び職員数の範囲内とする。

3 常勤職員配置基準による職種及び職員数（別表第2の定数外の措置に該当する職員を除く。）（以下「国基準定数」という。）の算定の基礎となる入所者等の数は、当該年度の4月1日現在の数とする。ただし、4月2日以降に開所する施設については、開所して最初に迎える1日の属する月の1日現在の入所者等の数とする。

4 児童養護施設、保育所及び乳児院においては、当該年度の7月1日現在の入所者等の数により、当該年度の7月から国基準定数を変更することができる。

5 同条第2項の規定にかかわらず、対象施設（母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び乳児院を除く。）において施設利用者の処遇に直接従事する職員（以下「直接処遇職員」という。）については、繁忙時に常勤職員以外の職員を配置することにより、利用者処遇の向上が図られる場合であって、次に掲げる要件を満たすときに限り、非常勤職員として対象職員とみなす。

（1）いずれの職種においても、常勤職員が1名以上配置されていること

（2）常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること

（3）非常勤職員は、いずれの職員についても別紙第6に定める資格基準表（以下「資格基準表」という。）に掲げる資格を有していること

（対象施設としての登録）

第5条 対象施設として登録しようとするときは、当該年度の4月1日から4月20日までに、「大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金対象施設登録書（様式第1号）」に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、4月2日以降に開所する施設については、開所して最初に迎える1日の属する月の20日までとする。

（1）法人・施設現況調書（様式第2号）

（2）就業規則

（3）給与規程

2 新たに対象施設として登録を行おうとするとき、また、継続して対象施設として登録を行おうとする場合で対象職員に異動等があったときは、前項に定めるもののほか、「対象職員異動状況等届（様式第3号の1）」、該当職員の「職員給与格付調書（様式第3号の2）」及び「職員調書[正規職員以外]（様式第3号の

3)」並びに資格証明書（写）を提出しなければならない。

3 市長は、前2項に定める書類の提出があったときは、当該登録に係る書類を審査し、書類に不備がないこと及び前条の規定に該当することを確認できたときは、対象施設として登録を行う。

4 市長は、対象施設として登録を行った者（以下「登録者」という。）に、別途定める「民間社会福祉施設職員給与改善費補助金計算書（以下「計算書」という。）」を送付することにより、登録完了の通知を行う。

（対象職員の届出）

第6条 登録者は、対象職員の異動（休業等を含む。）があったとき、速やかに「対象職員異動状況等届（様式第3号の1）」及び前条第2項に定める書類を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、その変更内容を反映した計算書を登録者に送付することにより、対象職員の異動登録完了の通知を行う。

（補助の対象経費）

第7条 補助の対象となる経費は、補助金の交付を受けた施設の経営に要する人件費とする。

（補助金の交付基準）

第8条 補助金の額は、対象施設を単位として、別表第3に定める民間社会福祉施設職員給与改善費補助金算出基準により計算した額（以下「計算額」）とする。ただし、当該年度の本市予算の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、前年度末時点で繰越金及び引当金（社会福祉法人会計基準を適用している場合にあっては、当期末支払資金残高及び積立金）の合計額が、当該施設会計又は施設経理区分の前年度収入決算額（設備整備等補助金収入、施設整備等寄付金収入、借入金収入、借入金元金償還補助金収入、引当金戻入、積立金戻入、積立預金取崩収入及び前期支払資金残高取崩収入を除く。）の40％に相当する額以上を有している施設は、補助金の交付対象外とする。

3 私的契約等により法的措置外の者を入所させ、かつ、全入所者の数が定員を著しくこえる施設については、その法的措置外入所者の数に応じ、必要と認める額を同条第1項の額から減額する。

（交付の申請）

第9条 登録者のうち、補助金の交付を受けようとする者は、「大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金交付申請書（様式4号）」に規則第4条各号に掲げる事

項を記載し、原則当該年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、4月2日以降に開所する施設については、登録完了の通知を受けた日から30日以内とし、年度途中で職員異動等があったことにより、交付を受けようとする者は、対象職員の異動登録の完了通知が届いた日から20日以内とする。申請にあたっては、事業計画書の添付は要しないものとする。

2 規則第4条の市長が必要と認める添付書類は、次のとおりとする。

(1) 交付基準適合表

(2) 前年度決算書

(交付決定)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、「大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金交付決定通知書(様式第5号)」により補助金の交付の申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知し、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、理由を付して「大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金不交付決定通知書(様式第6号)」により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定又は交付しない旨の決定にあたり、規則第5条第4項の通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、「大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金交付申請取下書(様式第7号)」により行うものとする。

2 規則同条同項の「市長が定める期日」は、補助事業者が交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

(交付の時期等)

第12条 市長は、事業の完了前に、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、概算払いによる交付を市長に請求する場合、第10条1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で請求するものとする。

3 市長は、交付の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第13条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の交付条件に基づき補助事業等の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、「大阪市民間社会福

社施設職員給与改善費補助金補助事業変更承認申請書（様式第8号）」を、同項第2号の交付条件に基づき補助事業を中止又は廃止しようとするときは、「大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金補助事業中止・廃止承認申請書（様式第9号）」を市長に提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更のない場合に限る。

(1) 対象職員の異動等により、補助金の予定金額が交付決定金額より低くなる場合

(2) 補助金の申請後、次に掲げるとおり、市長又は厚生労働大臣の決定により、補助事業者における金額の算出基礎となる数字が変更となった時で、補助金の予定金額が交付決定金額より低くなる場合

ア 措置費等国庫負担金や本市給料表の改正

イ 民間施設給与改善費加算率の決定

ウ 主任専任加算適用施設の承認

エ 同項第2号に定めるアからウに類似するもの

(補助事業の変更等の承認)

第14条 市長は、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、「大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金変更・中止・廃止承認書（様式第10条）」により補助事業者へ通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第15条 市長は、規則第9条の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更するときは、「大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第11号）」により行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたとき、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に支出した補助金の額を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

(立入検査等)

第16条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は職員に当該補助事業者の施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることがで

きる。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業を完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、「大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金実績報告書（様式第12号）」に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に報告しなければならない。

2 規則同条第5号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付決定額及び受領額と精算額

(2) 対象職員の当該年度の給与を確認できる書類

3 補助事業者は、実績報告書を当該年度の末日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、規則第15条の規定により補助金等の額を確定するときは、「大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金確定通知書（様式第13号）」により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第19条 市長は、第17条の規定による実績報告書の内容を精査し、精算により余剰又は不足が生じていると認める場合には、前項の通知により補助事業者あて通知するものとする。

2 補助事業者は、実績報告書を提出した日から20日以内に、余剰金を市長が交付する納付書により戻入し、又は不足額に係る請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第20条 市長は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、「大阪市民間社会福祉施設職員給与改善費補助金交付決定取消書（様式第14号）」により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第21条 登録者は、規則第11条に定める関係書類のほか、対象職員の給料格付の基礎となった卒業証明書、資格証明書、前職勤務に係る証明書等を整備するとともに、これらを5年間保存しなければならない。

(補助金の交付申請などの不受理)

第22条 市長は、規則第17条の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一

部を取り消した場合、又は補助金の申請若しくは受給について不適切な事実が判明した場合であって、補助事業者が講ずべき所要の改善措置に係る指導に従わないときは、第5条の規定にかかわらず、翌年度以降に係る補助金の交付申請を受理しないことができる。

(施行の細目)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付の実施について必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は昭和48年12月3日から施行し、昭和48年7月1日から適用する。

(平成15年度の昇給の特例)

- 2 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における補助金の算定に当たっての昇給に係る別表第4第3中第1項の規定の適用については、同項中「12月」とあるのは「24月」とする。

(平成17年3月31日までの間における補助金算定の特例)

- 3 平成16年1月1日から平成17年3月31日までの間における補助金の算定に当たっては、別紙1の1の給料表（この項において「給料表」という。）に掲げる額から、3等級の欄中1号給から17号給まで及び4等級に相当する号給についてはそれぞれ100分の1に相当する額（給料表のうち、3等級の欄中1号給から17号給までの号給及び4等級に相当する号給以外の号給については、100分の2に相当する額）（それらの額に100円未満の端数を生じたときは、これらを切り上げた額）を減じた額により算出するものとする。

(平成17年12月31日までの間における補助金算定の特例)

- 4 平成17年4月1日から同年12月31日までの間における補助金の算定に当たっては、別紙1の1の給料表（この項において「給料表」という。）に掲げる額から、3等級の欄中1号給から17号給まで及び4等級に相当する号給についてはそれぞれ100分の2に相当する額（給料表のうち、3等級の欄中1号給から17号給までの号給及び4等級に相当する号給以外の号給については、100分の3に相当する額）（それらの額に100円未満の端数を生じたときは、これらを切り上げた額）を減じた額により算出するものとする。

(平成18年1月から同年3月までの間における補助金交付額の調整)

児 童 福 祉 施 設

施設種別 保 育 所 (66)

規 模 \ 職 種	施 設 長	保 育 士	調 理 員
30 人まで 45 人まで 46～ 60 61～ 90 91～120 121～150 151 人以上	1 (但し、未設置の場合0)	0 歳 児 3 人につき1人 1 歳 児 5 人につき1人 2 歳 児 6 人につき1人 3 歳 児 20 人につき1人 4 歳以上児 30 人につき1人 (定員 90 人以下の施設については1人加算)	定員 45 人以下 1 人、46 人以上 2 人
定数外の措置 etc		・ 定員 91 人以上の施設 1 人 ・ 障害児 (重度の障害児を除く) 3 人につき 1 人 ・ 一時保育事業補助対象施設 1 人 ・ 延長保育事業 (4 時間以上) 実施施設のうち補助金交付要綱に定められた施設 1 人 ・ 主任保育士の専任加算適用施設 1 人	

別表第3

民間社会福祉施設職員給与改善費補助金算出基準

1. 補助金の算出基準 補助金は、月ごとに施設単位で算出し、第1号から第2号を減じて得た額（毎月初日現在の対象職員数により、当年4月1日から翌年3月31日までについて月ごとに算出して得た額（この場合において、当該減じて得た額が0を下回るときにあっては、0とする。）の合計額をいう。）とする。

（1）格付給料額 次表に定める民間社会福祉施設職員給料格付基準により個々の対象職員の給料格付（以下「格付」という。）を行い（ただし、月初日現在、休職等により施設において給与が支給されない者を除く。なお、休職期間の6月超過（ただし、育児休業を除く。）や退職がない限り、新たな職員の格付を行うことはできない。）、この格付を基準として得られる本俸月額、地域手当（格付を基準として得られる本俸月額に0.15を乗じて得た額をいう。）及び期末勤勉手当（別表第3の2の表に規定する額）の合計額

（2）措置費等の額 常勤職員配置基準による職種及び職員数（ただし、月初日現在、休職等により施設において給与が支給されない対象職員分を除く。なお、除く期間は、育児休業を除き、6月までとする。）の別表第5による施設職種別の措置費等の本俸単価から得られた本俸月額、地域手当（措置費等の本俸単価から得られた本俸月額に0.14を乗じて得た額をいう。）及び期末勤勉手当並びに人件費に係る民間施設給与改善費月額を合算して得た額

2. 前項に規定する算出基準以外の算出基準は、次表のとおりとする。

期末勤勉手当	本俸月額に地域手当を加えて得た額（この項において「月額」という。）に4.30を乗じて得た額 6月分 月額に1.50を乗じて得た額 12月分 月額に1.80を乗じて得た額 3月分 月額に1.00を乗じて得た額		
民間施設給与等改善費 加算率（人件費加算分に 係るものに限る。）	・ 保育所	A	10%
		B	8%
		C	6%
		D	2%
	・ 保育所以外	A	14%
		B	13%
		C	11%
		D	9%
		E	7%
		F	5%
		G	3%
		H	1%

備考

非常勤職員については、期末勤勉手当は算定しない。

別表第4

民間社会福祉施設職員給料格付基準

第1 給料表の種類及び適用範囲

給料表の種類及び運用範囲については、給料表（別紙1の1）及び給料表適用区分表（別紙2）のとおりとする。

第2 初任給格付（初任給の決定）

1. 初任給格付の時期

初任給の格付は、現に勤務する施設又は当該施設を経営する法人において、新たに対象職員となった日（以下「初任給格付の基準日」という。）を基準とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 現在勤務する施設を経営する法人が、この要綱による補助の対象とならない社会福祉施設又は事業を経営し、その職員が、その補助対象外施設又は事業から転入して補助対象職員となった場合等特別の事情があるときは、その法人における採用日を初任給格付の基準日とする。
- (2) 大阪市が建設した施設を法人に貸付け、又は経営を委託し、若しくは代行させた場合にその施設の職員として、その法人が新たに採用した者のうち、施設長及び主任級職員の初任給格付は特に必要と認める場合に限り、前に勤務した施設等の採用日を初任給格付の基準日とすることができる。

2. 初任給基準（初任給の号給）

初任給格付の基準日現在の最も新しい学歴資格に応じ、初任給基準表（別紙3の1の（1））に定める号給とする。ただし、初任給格付の基準日現在の最も新しい学歴資格以前の学歴資格によることが、その者にとって有利であるときは、その学歴資格によることができる。

3. 修学年数の調整（修学年数による初任給の調整）

初任給基準表の学歴資格区分欄に記載されている学歴資格以外の学歴資格を有する場合には、学歴免許等資格区分表の区分に応じ、修学年数調整表（別紙4）による調整年数1年につき1号を、初任給基準表の初任給欄の号給に増減する。

4. 前歴加算

初任給の号給を定める際に用いた学歴資格取得以後、当該職種に必要とされ

る資格取得以前を除き、初任給格付の基準日までに外部経歴を有する場合には、前歴加算基準表（別紙５）により算出した年月数（１２月をもって１号給とする）を初任給の号給に加算する。ただし、この対象となる外部経歴は満３５歳に達した日の属する月の月末までの外部経歴に限る。

５．４等級適用者の初任給基準（初任給の号給）

第２項から４項までの規定にかかわらず、４等級適用者の初任給は初任給格付の基準日における満年齢を基準として、初任給基準表（別紙３の２）に定める額に相当する号給とする。

６．初任給特例措置

第２項から第４項までの規定により決定された初任給の号給が、初任給格付の基準日における満年齢を基準として定められた別紙３の１の（２）による額より低い場合には同表に定める額に相当する号給を初任給の号給として決定することができる。

なお、この場合においては、第３項及び第４項の規定は適用しない。

７．無資格者の初任給基準

資格基準表に定める職種に必要な資格を有しない者の初任給は第５項による号給を適用する。

なお、看護師の職種にあって法令等により看護師に代替する職員の配置が認められる場合で、保育士が代替しているときの資格基準表の適用は、保育士職によるものとする。

８．資格取得時の再格付

職種に必要な資格を有しない職員が同一施設に引き続き勤務するときで前項本文に該当する職員が資格を有するようになったときは、資格取得した日をもって再格付をする。

第３ 昇 給

１．現に受けている号給をうけるに至ったときから１２月を下らない期間を勤務したときは、直近上位の号給に昇給させることができる。ただし、満５５歳を超えた日以降は、昇給しない。

２．昇給の時期は、４月、７月、１０月又は１月とし、初任給格付の基準日に属する月に応じ、別紙７のＡ欄により、その者の昇給月を決定する。

なお、第２、第４項の規定による前歴加算により、初任給決定の際に昇給短縮月を加算された者の昇給月は初任給格付の基準日の属する月に応じ、別紙７

のB欄に定めるとおりとする。

第4 格付変更

次の場合、前記第2・第3にかかわらず格付変更する。

- (1) 給料格付を基準にして算定された本俸に比して、施設における給料格付が著しく均衡を欠くとき。
- (2) 満60歳に達した日の属する会計年度末日の翌日以降は、給料格付を基準にして算定された本俸と施設職種別給料表(別紙1の2)のいずれか低い額に格付変更する。

第5 非常勤職員の給料格付

第4条第5項に規定する非常勤職員にあっては、第1から第4までの規定にかかわらず、非常勤職員給料表(別紙1の3)の額を給料格付とする。この場合において、同項の規定により、常勤職員1名に対して1名以上非常勤職員を充てるときにあっては、対象職員を1名とみなして給料格付を行う。

別表第5(別表第3関係)

施設・職種別措置費等本俸単価

	救護(11)	更生(13)	養護老人 (21)	母子生活支 援施設(61)	児童養護 (62)	知的障害児 (63)	盲・ろうあ児 (64)	保育所(66)	知的障害児 通園(67)	聴覚幼児通 園(68)	情緒障害児 短期治療施 設(69)	乳児院(71)
01施設長	幅(2-33) 50人以下 253,800 幅(4-1) 51~100人 271,900 幅(4-13) 101~200人 298,700 幅(4-29) 201~300人 334,100	幅(2-29) 50人以下 246,600 幅(2-41) 51~100人 267,900 幅(4-9) 101~200人 289,700 幅(4-25) 201~300人 325,700 幅(4-41) 301人以上 357,800	幅(2-33) 50人以下 253,800 幅(4-1) 51~100人 271,900 幅(4-13) 101~150人 298,700 幅(4-29) 151~300人 334,100	幅(2-33) 20世帯以下 253,800 幅(4-1) 21世帯以上 271,900	幅(2-33) 50人以下 253,800 幅(4-1) 51人以上 271,900	幅(2-33) 50人以下 258,876 幅(4-5) 51人以上 286,314	幅(2-33) 50人以下 258,876 幅(4-5) 51人以上 286,314	幅(2-33) 253,800	幅(2-33) 258,876	幅(2-33) 258,876	幅(4-13) 298,700	幅(4-1) 271,900
02事務員	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000		行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000
10主任指導員 (主任生活相談員)	主任幅(2-17) 230,112	主任幅(2-17) 230,112	主任幅(2-17) 230,112	主任幅(2-17) 230,112	主任幅(2-17) 230,112	主任幅(2-17) 230,112	主任幅(2-17) 230,112					
11指導員 (生活相談員)	幅(2-13) 223,584	幅(2-13) 223,584	幅(2-13) 223,584		指導員・保育士 幅(1-29) 195,228 主任 203,796 一般・幼児加算 199,425	指導員・保育士 幅(1-25) 187,884 主任 211,803 一般 208,019	指導員・保育士 幅(1-25) 187,884 主任 211,803 一般 208,019		指導員・保育士 幅(2-17) 230,112	指導員・保育士 幅(1-25) 208,019 主任 203,735 一般 203,735	指導員・保育士 幅(1-25) 208,019 主任 203,735 一般 203,735	幅(2-5) 218,433 幅(2-5) 209,916 幅(2-5) 221,187 幅(1-29) 218,433 幅(1-29) 195,228
12職業指導員												
15セラピスト												
20主任保育士				幅(1-29) 195,228								
21保育士				幅(1-25) 187,884				幅(1-29) 195,228				
22介護職員 (支援員)	幅(2-5) 209,916		幅(2-5) 209,916									
23母子指導員				幅(2-13) 223,584								
24主任介護職員 (主任支援員)	幅(2-9) 217,362		幅(2-9) 217,362									
33看護師 (看護職員)	医Ⅲ(2-29) 229,200	医Ⅲ(2-29) 229,200	医Ⅲ(2-29) 229,200		212,585	医Ⅲ(2-25) 222,300					医Ⅲ(2-25) 222,300	212,585
34准看護師 (准看護職員)												
36栄養士	医Ⅱ(2-9) 190,900	医Ⅱ(2-9) 190,900	医Ⅱ(2-9) 190,900		医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500		医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500
50調理員等 (調理員)	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800
51調理員等 (調理員以外)	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800
52運転手									行Ⅱ(1-37) 165,800			
54介助員	行Ⅱ(1-37) 165,800		行Ⅱ(1-37) 165,800			行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800					
61指導員					142,400	142,400			142,400			
62介護職員(支援員)												
63保育士						142,400		142,400	142,400			
64看護師(看護職員)												
65准看護師(准看護職員)						142,400						
66栄養士					142,400						142,400	
67調理員												
68保育士(障害児)								136,500				
69保育士(一時保育)								142,400				
70保育士(延長保育)								192,600				
71保育士(専任加算)								142,400				
72児童指導員					142,400	142,400			142,400			

別紙1の1

給 料 表

等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	193,600	182,000	131,900	115,800
2	202,300	189,200	135,400	119,000
3	212,000	196,400	139,000	122,100
4	221,900	203,900	143,400	125,300
5	231,400	211,400	147,900	128,400
6	238,900	219,000	154,200	131,900
7	247,100	226,600	160,600	135,400
8	255,300	234,100	167,600	139,000
9	263,600	242,100	174,800	143,400
10	271,900	250,000	182,000	147,900
11	280,200	257,900	189,200	154,200
12	288,800	265,800	196,400	160,600
13	297,600	273,700	203,900	167,400
14	306,500	281,600	211,400	174,600
15	315,600	289,400	219,000	179,700
16	324,700	297,200	226,600	184,700
17	333,700	305,000	234,100	189,700
18	342,200	315,600	242,100	194,700
19	350,600	324,700	250,000	199,700
20	357,100	333,700	257,900	204,700
21	363,600	342,200	265,800	211,400
22	369,800	350,600	273,700	219,000
23	376,900	357,100	281,600	226,600
24	383,800	362,200	289,400	234,100
25	390,500	366,400	297,200	240,100
26	397,700	370,500	305,000	244,100
27	406,000	374,600	312,800	250,000
28	412,600	378,500	320,200	254,000
29	419,200	382,300	325,300	256,000
30	426,200	386,000	329,400	259,900
31	433,300	389,700	332,700	261,900
32	440,000	393,400	336,000	263,900
33	445,700	397,000	339,300	265,800
34	449,500	400,600	342,600	267,800
35	453,100	404,100	345,900	269,800
36	457,500	407,400	349,100	271,800
37			352,200	273,700
38			355,200	275,700
39			358,200	277,700
40			361,000	279,700
41			363,800	281,600

別紙1の3

非常勤職員給料表	135,400
----------	---------

施 設 ・ 職 種 別 給 料 表

	救護(11)	更生(13)	養護老人 (21)	母子生活支 援施設(61)	児童養護 (62)	知的障害児 (63)	盲・ろうあ児 (64)	保育所(66)	知的障害児 通園(67)	聴覚幼児通 園(68)	情緒障害児 短期治療施 設(69)	乳児院(71)
01施設長	幅(2-33) 50人以下 253,800 幅(4-1) 51~100人 271,900 幅(4-13) 101~200人 298,700 幅(4-29) 201~300人 334,100 幅(4-41) 301人以上 357,800	幅(2-29) 50人以下 246,600 幅(2-41) 51~100人 267,900 幅(4-9) 101~200人 289,700 幅(4-25) 201~300人 325,700 幅(4-41) 301人以上 357,800	幅(2-33) 50人以下 253,800 幅(4-1) 51~100人 271,900 幅(4-13) 101~150人 298,700 幅(4-29) 151~300人 334,100	幅(2-33) 20世帯以下 253,800 幅(4-1) 21世帯以上 271,900	幅(2-33) 50人以下 253,800 幅(4-1) 51人以上 271,900	幅(2-33) 50人以下 258,900 幅(4-5) 51人以上 286,300	幅(2-33) 50人以下 258,900 幅(4-5) 51人以上 286,300	幅(2-33) 253,800	幅(2-33) 258,900	幅(2-33) 258,900	幅(4-13) 298,700	幅(4-1) 271,900
02事務員	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000		行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000
10主任指導員 (主任生活相談員)	主任幅(2-17) 230,100	主任幅(2-17) 230,100	主任幅(2-17) 230,100	主任幅(2-17) 230,100	主任幅(2-17) 230,100	主任幅(2-17) 230,100	主任幅(2-17) 230,100					
11指導員 (生活相談員)	幅(2-13) 223,600	幅(2-13) 223,600	幅(2-13) 223,600		指導員・保育士	指導員・保育士	指導員・保育士		指導員・保育士	指導員・保育士	218,400	幅(2-5) 209,900
12職業指導員					主任	主任	主任		主任	主任		
15セラピスト					203,800 一般・幼児加算 199,400	211,800 一般 208,000	211,800 一般 208,000		208,000 一般 203,700	208,000 一般 203,700	幅(2-5) 209,900	
20主任保育士				幅(1-29) 195,200	職業/幅(1-25) 187,900	職業/幅(1-25) 187,900	職業/幅(1-25) 187,900	幅(2-17) 230,100			221,200	
21保育士				幅(1-25) 187,900				幅(1-29) 195,200			218,400	幅(1-29) 195,200
22介護職員 (支援員)	幅(2-5) 209,900		幅(2-5) 209,900									
23母子指導員				幅(2-13) 223,600								
24主任介護職員 (主任支援員)	幅(2-9) 217,400		幅(2-9) 217,400									
33看護師 (看護職員)	医Ⅲ(2-29) 229,200	医Ⅲ(2-29) 229,200	医Ⅲ(2-29) 229,200		212,600	医Ⅲ(2-25) 222,300					医Ⅲ(2-25) 222,300	212,600
34准看護師 (准看護職員)												
36栄養士	医Ⅱ(2-9) 190,900	医Ⅱ(2-9) 190,900	医Ⅱ(2-9) 190,900		医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500		医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500
50調理員等 (調理員)	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800
51調理員等 (調理員以外)	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800
52運転手									行Ⅱ(1-37) 165,800			
54介助員	行Ⅱ(1-37) 165,800		行Ⅱ(1-37) 165,800			行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800					
61指導員					142,400	142,400			142,400			
62介護職員(支援員)												
63保育士						142,400		142,400	142,400			
64看護師(看護職員)												
65准看護師(准看護職員)						142,400						
66栄養士					142,400						142,400	
67調理員												
68保育士(障害児)								136,500				
69保育士(一時保育)								142,400				
70保育士(延長保育)								192,600				
71保育士(専任加算)								142,400				
72児童指導員					142,400	142,400			142,400			

給料表の適用区分表

等 級	適 用 範 囲	
	職 種	格 付 基 準
1	施設長	資格基準表(別紙6)に定める全ての要件を満たしている者で、施設において現に施設長として任用されている者。 ただし、保育所にあつては所長設置の保育単価の適用施設の施設長
2	主任職員	注記2. に定める年数以上の者のうち、施設において現に主任保育士等として主任職員に任用されている者。 なお、この場合において原則として1施設1名(別表第5「施設・職種別措置費等本俸単価」において、主任寮母(保育士)が設置されている保育所以外の施設について、主任寮母(保育士)に任用されている者がいる場合は、当該職員を含めて1施設2名)。ただし、大阪市社会福祉研修・情報センターが主催する民間社会福祉施設指導的職員研修を修了した者については、当該格付枠を超えて格付することができる。
3	事務職員、指導員(生活相談員)、保育士、介護職員(支援員)、栄養士、看護師(看護職員)、調理員、セラピスト	資格基準表(別紙6)に定める職種に必要な資格を有している者。
4	調理員等(調理員以外)、介助員及び職種に必要な資格を有していない者	

1. 格付基準に定める社会福祉事業従事年数には、現施設以外での従事年数を含む。
2. 格付基準に定める主任職員として格付を行うための学歴別社会福祉事業従事年数の調整は次のとおり。

大卒＝10年 短大卒＝12年 高校卒＝14年 中学卒＝17年

3. 現に施設長の職にある者についても、次の場合においては1等級表を適用しないで、次に示すそれぞれの給料表を適用する。

(1) 現施設における施設長就任以前の期間＝その期間における職務に応じて2等級、3等級または4等級を適用

(2) 施設長格付基準に達しない期間及び現在格付されている号給が1等級1号給に満たない期間＝3等級を適用

4. 現に主任級職員の職にある者についても、次の場合においては2等級を適用しないで、次に示すそれぞれの給料表を適用する。

(1) 現施設における主任級就任以前の期間＝その期間における職務に応じて3等級または4等級表を適用。

(2) 主任級職員格付基準に達しない期間または当該施設の主任級職員格付枠を超えて任用されている者＝3等級を適用。

別紙 3 の 1

(1) 初任給基準表

職 種	学歴または 資格区分	初任給 号 給	調整月数	備 考
事務職員 指導員 (生活相談員) 保育士 介護職員 (支援員) 調理員	大学卒	3 - 6	- 6	
	短大卒	3 - 4	- 6	保育士養成所卒を含む
	高校卒	3 - 2	- 6	
	中学卒	4 - 3	- 6	
セラピスト	大学卒	3 - 6	- 6	
栄養士	大学卒	3 - 6	- 6	
	短大卒	3 - 4	- 6	栄養士養成所卒を含む
看護師 (看護職員)	大学卒	3 - 6	- 6	
	養成所卒	3 - 5	- 6	
准看護師	准看護師 養成所卒	3 - 1	- 6	
	高校卒	3 - 2	- 6	

(2) 3 等級適用者初任給特例

年齢区分	号 給	調整月数	備 考
1 8 歳未満	4 - 4	- 6	
1 8 ・ 1 9 ・ 2 0	4 - 5	- 6	
2 1 ・ 2 2	3 - 1	- 6	
2 3 ・ 2 4	3 - 2	- 6	
2 5 ・ 2 6	3 - 3	- 6	
2 7 ・ 2 8 ・ 2 9	3 - 4	- 6	
3 0 ・ 3 1 ・ 3 2	3 - 5	- 6	
3 3 ・ 3 4	3 - 6	- 6	
3 5 ・ 3 6	3 - 7	- 6	
3 7 ・ 3 8	3 - 8	- 6	
3 9	3 - 9	- 6	
4 0 歳以上	3 - 10	- 6	

上表調整月数欄中 - 6 とは次期昇給に際し 6 月短縮をいう。

1. 採用時において、1 等級又は 2 等級の適用をうける者であっても、初任給の決定は 3 等級で行い、決定された金額と同じ額（同じ額がない場合には直近上位額）の 1 等級又は 2 等級の号給、金額をその者の初任給とする。
2. 保育士養成所卒とは児童福祉法施行規則による学校または養成所（高校卒を入学資格とする修業年限 2 年以上の学校又は養成所）を卒業したもの。
3. 初任給格付の基準日の学歴が中学卒である事務職員、指導員、保育士、介護職員（支援員）及び調理員の初任給の決定は 4 等級で行い、決定された金額が 3 等級 1 号給の金額に達しない場合には、その決定された 4 等級の号給、金額を初任給として、3 等級 1 号給以上の場合には、決定された金額と同じ額（同じ額がない場合には直近上位の額）の 3 等級の号給、金額をその者の初任給とする。
4. 栄養士養成所卒とは、栄養士法による指定栄養士学校または養成所（高校卒を入学資格とする修業年限 2 年以上又は旧甲中卒を入学資格とする修業年限 3 年以上の学校又は養成所）を卒業したもの。
5. 看護師養成所とは、保健師助産師看護師法による看護師養成所（高校卒を入学資格とする修業年限 3 年以上の指定学校又は養成所〈旧甲種看護婦養成所を含む〉）を卒業したもの。
6. 准看護師養成所卒とは、保健師助産師看護師法による准看護師養成所（中学卒を入学資格とする修業年限 2 年の指定学校又は養成所〈旧乙種看護婦養成所を含む〉）を卒業したもの。

初任給基準表（4 等級適用者）

(1) 無資格の調理員等・介助員・運転手

年齢区分	号給	調整月数
18 歳未満	4- 4	-6
18・19・20	4- 5	-6
21・22	4- 6	-6
23・24	4- 7	-6
25・26	4- 8	-6
27・28・29	4- 9	-6
30・31・32	4-10	-6
33・34・35	4-11	-6
36・37・38	4-12	-6
39 歳以上	4-13	-6

上表調整月数中－6 とは次期昇給
に際し、6 月短縮をいう。

(2) 無資格の施設長及び直接処遇職員

年齢区分	号給	調整月数
18 歳未満	4- 4	-6
18・19・20	4- 5	-6
21・22	4- 6	-6
23・24	4- 7	-6
25・26	4- 8	-6
27・28・29	4- 9	-6
30・31・32	4-10	-6
33・34	4-11	-6
35・36	4-12	-6
37・38	4-13	-6
39	4-14	-6
40 歳以上	4-15	-6

上表調整月数中－6 とは次期昇給
に際し、6 月短縮をいう。

修 学 年 数 調 整 表

基準 学歴	基本 年数	学歴区分	調整年数	基準 学歴	基本 年数	学歴区分	調整年数
大 学 卒	16 年	医 大 卒	大 学 + 2 年	高 校 卒	12 年	新高 4 卒	高 卒 + 1 年
		新 大 卒				” 3 卒	
		旧 大 卒	” + 1 年			旧中 5 卒	” - 1 年
短 大 卒	14 年	短大 3 卒	短大卒 + 1 年			” 4 卒	” - 2 年
		” 2 卒		中 学 卒	9 年	新高 1 卒	中 卒 + 1 年
		旧専 5 卒	” + 2 年			新 中 卒	
		” 4 卒	” + 1 年			高 小 卒	” - 1 年
		” 3 卒				小 学 卒	” - 3 年
		準専 2 卒	” - 1 年				

前 歴 加 算 基 準 表

前歴の種類	前歴の期間	加 算
同 種	5 年までの期間	6 月につき 6 月短縮
”	5 年をこえる期間	4. 5 月につき 3 月短縮
異 種	5 年までの期間	6 月につき 3 月短縮
”	5 年をこえる期間	7. 5 月につき 3 月短縮

注 1. 初任給決定の基礎となった学校卒業以後、初任給格付の基準日までの間の経歴について、経歴の種別ごとに従事期間を換算し、初任給基準額に加算する。

ただし、満 35 歳に達した月の末日までの期間とする。

2. 同種経歴とは

(1) 初任給格付の基準日の職種と同種の業務に従事した経歴

ただし、栄養士・調理員については、社会福祉施設及び病院その他市長がこれに準ずると認める種別の勤務先において同種の業務に従事した経歴。

(2) 職種の如何にかかわらず、社会福祉事業に従事した経歴。

3. 異種経歴とは

(1) 同種経歴以外の業務に従事した経歴（無職期間は経歴ではない）

4. 前歴加算を適用しないもの

(1) 4 等級適用者

(2) 初任給特例措置を適用して、初任給を決定したもの

5. 前歴加算額

前歴加算早見表（別紙 8）により、同種、異種経歴別に従事期間に対応する加算額（号給及び月）を決定し、同種経歴の加算額と異種経歴の加算額を合計して初任給の号給に加算する。

6. 端数月数の取り扱い

(1) 外部経歴が 5 年までの期間のうち、同種経歴で切り捨てられることとなる端数月の月が 3 月ある場合、3 月加算する。

(2) 6 月未満の同種経歴期間及び前記 (1) により切り捨てられた 3 月未満の期間については、5 年までの異種経歴期間に合計して取り扱う。

(3) 前記 (2) により切り捨てられた期間及び 5 年を超える 4. 5 月未満の同種経歴期間については、5 年を超える異種経歴期間に合計して取り扱う。

資 格 基 準 表

職 種	資 格 基 準
施 設 長	以下の全ての要件を満たすこと ① 社会福祉主事の資格（任用資格を含む）を有する者 ただし、児童養護施設等にあつては教員免許をもってこれにかえることができる。なお厚生労働省、都道府県（指定都市含む）が主催する「施設長資格認定講習会」等を受講し、修了したものについてもこれにかえることができる。 ② 社会福祉職場等における勤続年数が2年以上である者
生活（児童）指導員 （生活相談員）	次の各号の1に該当する者 ① 社会福祉主事の資格（任用資格を含む）を有する者 ② 大学において社会福祉学、社会学、教育学又は心理学を修めて卒業した者 ③ 厚生労働大臣の指定する養成所の卒業者 ④ 小学・中学・高校の教諭の免許を有する者 ⑤ 高校卒業後2年以上当該事業に従事した者 ⑥ 社会福祉士の資格を有する者
職業（作業）指導員	高校卒業後、その指導する業務（訓練科目等）についての専門学歴を含め2年以上の実務経験を有する者
セラピスト	大学において、心理学を修めて卒業した者
保育士	保育士資格を有する者
看護師（看護職員）	正（准）看護師、助産師免許を有する者
介護職員（支援員） 母子指導員	次の各号の1に該当する者 ① 社会福祉主事の資格（任用資格を含む）を有する者 ② 保育士資格を有する者 ③ 高校卒業後当該事業に2年以上従事した者 ④ 介護福祉士資格を有する者
栄養士	栄養士免許を有する者
調理員	次の各号の1に該当する者 ① 調理師免許を有する者 ② 栄養士免許を有する者

(別紙 7)

昇給月を決定する際の早見表

A	採用月	1月2日～4月1日	4月2日～7月1日	7月2日～10月1日	10月2日～1月1日
	昇給月	4月	7月	10月	1月

4月

7月

10月

1月

B	前歴加算で 加算月のある 場合	3月 短縮	6月 短縮	9月 短縮	3月 短縮	6月 短縮	9月 短縮	3月 短縮	6月 短縮	9月 短縮	3月 短縮	6月 短縮	9月 短縮
		1月	10月	7月	4月	1月	10月	7月	4月	1月	10月	7月	4月

前 歴 加 算 早 見 表

同種経歴

0年	1年	2	3	4	5	6年
6月 9	3 6 9	3 6 9	3 6 9	3 6 9	4.5 9	
0.6 0.9	1.0 1.3 1.6 1.9	2.0 2.3 2.6 2.9	3.0 3.3 3.6 3.9	4.0 4.3 4.6 4.9	5.0 5.3 5.6	
	7	8	9	10	11	12年
1.5 6 10.5	3 7.5	4.5 9	1.5 6 10.5	3 7.5	4.5 9	
5.9 6.0 6.3 6.6 6.9	7.0 7.3 7.6 7.9 8.0 8.3 8.6 8.9	9.0 9.3 9.6				
	13	14	15	16	17	18年
1.5 6 10.5	3 7.5	4.5 9	1.5 6 10.5	3 7.5	4.5 9	
9.9 10.0 10.3 10.6 10.9 11.0 11.3 11.6 11.9 12.0 12.3 12.6 12.9 13.0 13.3 13.6						
	19	20	21	22	23	24年
1.5 6 10.5	3 7.5	4.5 9	1.5 6 10.5	3 7.5	4.5 9	
13.9 14.0 14.3 14.6 14.9 15.0 15.3 15.6 15.9 16.0 16.3 16.6 16.9 17.0 17.3 17.6						
	25	26	27	28	29	30年
1.5 6 10.5	3 7.5	4.5 9	1.5 6 10.5	3 7.5	4.5 9	
17.9 18.0 18.3 18.6 18.9 19.0 19.3 19.6 19.9 20.0 20.3 20.6 20.9 21.0 21.3 21.6						
	31	32~	凡 例			
1.5 6 10.5	3 7.5		(1) 同種経歴が5年の場合「5.0」とあるのは5号ということである。			
21.9 22.0 22.3 22.6 22.9			(2) 同種経歴が10年2月の場合「8.3」とあるのは、8号3月ということである。			
			(3) 異種経歴が3年0月の場合「1.6」とあるのは、1号6月ということである。			
			(4) 同種経歴が6年10月と0.5月の場合は、6年10.5月と見て、「6.3」で6号3月ということである。			
			(5) 同種経歴が11月、異種経歴が5年1月の場合、同種が「0.9」、9月で2余るが、異種の5年1月に余りの2月を加え、5年3月、すなわち「2.6」、2号6月となる。したがって、同種の9月と異種の2号6月と合算し、3号3月ということである。			

異種等経歴

0年	1年	2	3	4	5	6年
6月	6	6	6	6	7.5	
0.3	0.6 0.9	1.0 1.3	1.6 1.9	2.0 2.3	2.6 2.9	
	7	8	9	10	11	12年
3 10.5	6 1.5	9 4.5	10 7.5	11 3	10.5	
3.0 3.3 3.6 3.9 4.0 4.3 4.6 4.9 5.0						
	13	14	15	16	17	18年
6 1.5	9 4.5	10 7.5	11 3	10.5 6		
5.3 5.6 5.9 6.0 6.3 6.6 6.9 7.0 7.3 7.6						
	19	20	21	22	23	24年
1.5 9 4.5	10 7.5	11 3	10.5 6	1.5 9		
7.9 8.0 8.3 8.6 8.9 9.0 9.3 9.6 9.9						
	25	26	27	28	29	30年
4.5 7.5	3 10.5	6 1.5	9 4.5			
10.0 10.3 10.6 10.9 11.0 11.3 11.6 11.9 12.0 12.3						
	31	32~				
7.5 3 10.5						
12.6 12.9 13.0 13.3						

プール制給与表と大阪市民間社会福祉施設職員給与格付基準上の給料表との比較
 ＜保育士（短大卒）＞

【プール制】

京都市民間保育園職員給与表
 （平成21年4月）

大阪市（格付基準上の給料表）
 （平成21年度）

＜第1表 保育士＞ （主要部分）		＜3 等級＞ （主要部分）		差額(a)-(b)
※ 号給	本 俸(a)	※ 号給	本 俸(b)	
17	161,700	4	143,400	18,300
20	167,700	5	147,900	19,800
24	175,600	6	154,200	21,400
28	182,800	7	160,600	22,200
32	189,900	8	167,600	22,300
36	197,000	9	174,800	22,200
40	204,000	10	182,000	22,000
44	211,000	11	189,200	21,800
48	218,000	12	196,400	21,600
52	231,700	13	203,900	27,800
56	242,200	14	211,400	30,800
60	250,200	15	219,000	31,200
64	257,800	16	226,600	31,200
68	264,900	17	234,100	30,800
72	272,100	18	242,100	30,000
76	278,800	19	250,000	28,800
80	285,100	20	257,900	27,200
84	291,200	21	265,800	25,400
88	297,200	22	273,700	23,500
92	302,500	23	281,600	20,900
96	311,300	24	289,400	21,900
100	314,700	25	297,200	17,500
104	317,600	26	305,000	12,600
108	329,000	27	312,800	16,200
112	333,800	28	320,200	13,600
116	338,100	29	325,300	12,800
120	342,600	30	329,400	13,200
124	347,000	31	332,700	14,300
128	351,100	32	336,000	15,100
132	355,100	33	339,300	15,800
136	359,100	34	342,600	16,500
140	362,600	35	345,900	16,700
144	366,200	36	349,100	17,100
148	369,500	37	352,200	17,300
152	372,400	38	355,200	17,200
156	374,900	39	358,200	16,700
160	376,900		358,200	18,700
164	378,700		358,200	20,500
168	380,500		358,200	22,300

※短大卒（保育士養成施設卒）の初任給格付

※＜大阪市＞主任保育士（原則として1施設1名）は2等級に格付される。ただし、大阪市社会福祉研修・情報センターが主催する民間社会福祉施設指導職員研修を修了したもののについて、当該格付枠を超えて格付することができる。

福祉保育労京都地方本部の紹介

1、 結成時期と組織の形態

福祉保育労働組合京都地方本部は、全国福祉保育労働組合（1986 年 10 月結成）の京都府における地方組織として 1987 年 2 月に結成。その前身は京都私立保育所労組（1961 年 11/8 結成）と日本社会福祉労働組合京都支部（1967 年結成）で二つの組合が一つになり京都における民間の社会福祉職場に働く者の労働組合として活動して今年で 22 年目を迎えています。

組合の形態は、基本的に「一人でも加入できる」産業別労働組合であり、非正規やパートでも加入できます。（組合員全体の 17.8%が非正規労働者）組合員数は約 1600 名、職場数は約 130 ヶ所に組合員がいます。80%以上が女性組合員であり、20～30 代の組合員が全体の約 6 割を占める比較的若い組合です。

職場ごとに分会、行政区毎に支部を作って活動しています。京都市内に 9 つ、京都府内に 4 つの地域支部がありその地域支部が単位組合です。また、保育、学童保育児童館、高齢、障害の分野ごとに種別協議会を置いて種別の専門性に見合った活動（研修・交流など）を行っています。

2、 組合の目的や主な活動

地本の規約第 4 条（目的）には「本組合は、組合員の団結によって労働者の生活と権利を守るとともに、国民の要求にこたえる真に権利としての社会福祉・社会保障の実現を目的とする」とあります。

また、主な活動は規約の第 5 条（事業）として以下の通りです。

1. 賃金・労働条件の改善、職場民主化と諸権利の擁護・拡大をめざす活動。
2. 労働協約の締結と労働諸法規の改善をめざす活動。
3. 組織の拡大・強化と労働戦線の階級的民主的強化・統一をめざす活動。
4. 組合員の階級意識と福祉労働者としての資質向上をめざす文化・交流・啓蒙・調査・研究および宣伝活動。
5. 社会福祉・社会保障の拡充、民主的諸制度の確立、国民的課題の達成をめざす活動。
6. 共通の要求と課題にもとづく他労組・団体との連帯を強め、協力・共同をすすめる活動。

3、 組合のスローガンや大切にしていること

- ①「福祉の仕事が大好き、だから組合へ」—福祉や保育の水準と自らの賃金労働条件をメダルの表裏の関係で、一体のものとして捉えています。
- ②「福祉の仕事ってすばらしい！だから組合へ」—本来の福祉や保育の仕事は高齢者、障害児者、子どもたちに寄り添い、成長発達を支援するものです。組合でも仕事の学習や研究集会などを積極的に開催しています。
- ③「いつまでも健康で生き生きと働きたい。だから組合へ」—福祉や保育を運営する財源のほとんどが国や自治体からの措置費や運営費、補助金です。したがって、国や自治体の福祉や保育に対する姿勢や制度の動向によって大きな影響を受けます。そのために、毎年、国や自治体に対し、署名や交渉などを行い制度の改善に向けて活動をしています。

資料 7（京都市保育園保護者会連合協議会提出資料）

市保連について

平成 21 年 9 月 10 日(木)

京都市保育園保護者会連合協議会

樋口 勝弘

京都市保育園保護者会連合協議会（市保連）は 1963 年「児童の福祉を促進するため、全市の保護者が力を合わせ、保育園の向上発展と相互の親睦を図ること」を目的に設立されました。この市保連では、子ども達が毎日をもっといきいきと過ごせるためには、もっと保護者同士が知り合い、ネットワークを広げていくことが大切との考えのもと現在に至るまで活動が続いています。

そして現在、京都市内 78 ヶ園の加盟のもと、以下のような活動をしています。

活動の軸となっているのは、1、2 ヶ月に一度行なう、加盟園の保護者会の代表者による代表者会議です。この代表者会議において、各加盟園同士の情報交換を行う他、代表者会議において保育情勢についてのミニ学習会などの機会を設ける等することで、難しい行政の情報も含む保育情勢を保護者からの目線で見きみく、それらについて意見を出し合うなどしています。そして、各加盟園の保護者へもこれらの情報等を分かりやすく伝えるべく、年に数回、市保連としての交流などの記事も交えて「市保連ニュース」を発行しています。

近年では、上記の代表者会議や学習会に基づいて、保護者の日々の生活や保育情勢に対する保護者の立場からの生の要望としての要望書を、毎年京都市保育課に対し提出しています。昨年度につきましても、保育料、給食、病児・病後児保育、障害者保育、職員の配置基準、待機児童対策などに関する計 9 項目の要望を記した要望書を京都市保育課に提出しました。そして保育課からはそれらについての見解並びに返答を頂きました。そして、それらの内容を、「市保連ニュース」として各加盟園に配布する形で報告を行っております。

また市保連では上記の他にも、子どもを取り巻く問題、また切実な悩み・問題を抱える保護者会（保護者）の要望に対して、そういった問題への理解を他の園の保護者も深めたり、意見を出し合うなかで解決策を模索すべく、それらの内容に応じたミニ学習会を開いたりもしています。ちなみに一昨年度には、京都市保育課の方々にもお時間を頂き、病児・病後児保育の問題及び待機児童の問題にテーマを絞った学習会の機会を持つことができました。

今後も、下記の活動目標のもと、子ども達が毎日をもっといきいきと過ごせるために活動をしてゆきます。

<活動目標>

○市保連の取り組みに参加する保護者会（人）を増やす。

○HP、メーリングリストなどを通じて日常の情報交換などを進める。

○他の保育団体などと交流しながら、保護者の保育要求に基づいた学習・運動を進めて京都市の保育の改善を図る。

——連絡先——

住所：京都市上京区竹山屋町通千本東入主税町 1100-1 京都福祉保育総合センター内

T e l : 0 7 5 - 8 0 1 - 8 8 1 0

F a x : 0 7 5 - 8 2 2 - 6 2 2 0

m a i l : info@shihoren.net

H P : <http://www.shihoren.net/>

(例①) 保育士（短大・保育士養成課程卒）－新卒新採・20歳の場合

プール制所要額算定における給与格付部分

基本給（月額）	A	177, 870	←給与表から（本俸＋地域手当）						
①基本給（年額）	B	2, 134, 440							
②期末・勤勉手当	C	666, 567	←（A × 4. 50（H20年度）） 新規採用は夏期65%支給 （A × 2. 15 × 0. 65 + A × 2. 35）						
③社会保険料等事業主負担分	D	377, 576	←（（B + C）× 0. 1348（H20年度））						
④業務手当	E	30, 000	← <table><tr><td>保育士・看護師・保健師</td><td>月額</td><td>2, 500円</td></tr><tr><td>調理員・用務員・その他</td><td>月額</td><td>1, 500円</td></tr></table>	保育士・看護師・保健師	月額	2, 500円	調理員・用務員・その他	月額	1, 500円
保育士・看護師・保健師	月額	2, 500円							
調理員・用務員・その他	月額	1, 500円							
プール制所要額（給与格付部分）		3, 208, 583	= B + C + D + E						

修正後

(例①) 保育士（短大・保育士養成課程卒）－新卒新採・20歳の場合

プール制所要額算定における給与格付部分

基本給（月額）	A	177,870	←給与表から（本俸＋地域手当）	
①基本給（年額）	B	2,134,440		
②期末・勤勉手当	C	545,170	← $(A \times 4.50)$ （H20年度）	新規採用は夏期支給調整 $(A \times 1.40)$ （期末） $\times 0.35$ ＋ 0.75 月（勤勉） $\times 0.30$ ＋ $A \times 2.35$ 月（期末勤勉）
③社会保険料等事業主負担分	D	361,211	← $((B + C) \times 0.1348)$ （H20年度）	
④業務手当	E	30,000	←	保育士・看護師・保健師 月額 2,500円 調理員・用務員・その他 月額 1,500円
プール制所要額（給与格付部分）		3,070,821	$= B + C + D + E$	

(例②) 保育士（短大・保育士養成課程卒）－30歳時点

プール制所要額算定における給与格付部分

基本給（月額）	A	266,420	←給与表から（本俸＋地域手当）						
①基本給（年額）	B	3,197,040							
②期末・勤勉手当	C	1,198,890	←（A × 4.50（H20年度）） 新規採用は夏期65%支給 （A × 2.15 × 0.65 + A × 2.35）						
③社会保険料等事業主負担分	D	592,571	←（（B + C） × 0.1348（H20年度））						
④業務手当	E	30,000	← <table><tr><td>保育士・看護師・保健師</td><td>月額</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>調理員・用務員・その他</td><td>月額</td><td>1,500円</td></tr></table>	保育士・看護師・保健師	月額	2,500円	調理員・用務員・その他	月額	1,500円
保育士・看護師・保健師	月額	2,500円							
調理員・用務員・その他	月額	1,500円							
プール制所要額（給与格付部分）		5,018,501	= B + C + D + E						

修正後

(例②) 保育士（短大・保育士養成課程卒）－30歳時点

プール制所要額算定における給与格付部分

基本給（月額）	A	266,420	←給与表から（本俸＋地域手当）						
①基本給（年額）	B	3,197,040							
②期末・勤勉手当	C	1,198,890	← $(A \times 4.50)$ （H20年度）						
③社会保険料等事業主負担分	D	592,571	← $((B + C) \times 0.1348)$ （H20年度）						
④業務手当	E	30,000	← <table><tr><td>保育士・看護師・保健師</td><td>月額</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>調理員・用務員・その他</td><td>月額</td><td>1,500円</td></tr></table>	保育士・看護師・保健師	月額	2,500円	調理員・用務員・その他	月額	1,500円
保育士・看護師・保健師	月額	2,500円							
調理員・用務員・その他	月額	1,500円							
プール制所要額（給与格付部分）		5,018,501	= B + C + D + E						

新規採用は夏期支給調整
 $(A \times 1.40 \text{月（期末）} \times 0.35$
 $+ 0.75 \text{月（勤勉）} \times 0.30$
 $+ A \times 2.35 \text{月（期末勤勉）}$

新規採用は夏期支給調整
($A \times 1.40$ 月（期末） $\times 0.35$
+ 0.75 月（勤勉） $\times 0.30$
+ $A \times 2.35$ 月（期末勤勉）)